

自転車乗車用

ヘルメットの 購入を補助します！

※一部愛知県との協調補助

申請期間

令和5年6月1日(木曜日)

～令和6年2月15日(木曜日)<必着>

※予算の上限に達した場合、期間中であっても補助を終了することがあります

補助対象者

**名古屋市
在住の方(全年齢)**

※令和4年度以前にこの補助を受けた対象者の方は補助対象外です。

※児童生徒等については、原則保護者が申請者となります。

補助額

ヘルメット1個の
購入額の2分の1
(上限2,000円、10円未満切り捨て)

※対象者(使用者)1人につき1個まで

対象となるヘルメット

以下のいずれかのマークの表示がある
新品の自転車乗車用ヘルメット

①SGマーク ②JCFマーク ③CEマーク
④GSマーク ⑤CPSCマーク

※令和5年4月1日以降購入したヘルメットが
対象となります



←ウェブサイトはこちら

(<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000162565.html>)

2つの申請方法の手順はこちら！

○申請フォームによる申請



← 本人申請用
申請フォーム



← 保護者等
申請用
申請フォーム

〈注意〉補助対象者の方によるテキストの学習が補助の要件となっています。

店舗等で補助対象となる新品の
ヘルメットを購入し、領収証等を受け取り



申請フォームの自転車安全利用テキストにより
自身で学習 (児童生徒等は保護者の方と一緒に学習)



申請フォームに必要事項を入力、
領収証等をアップロードし、入力事項を確認のうえ、申請

領収証等

交付決定通知書兼確定通知書が到着

指定口座へ補助金を振り込み

○用紙 (申請書) による申請

自転車安全利用テキスト(本人申請用・保護者等申請用)を
区役所地域力推進室等で受け取り
※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
〈注意〉補助対象者の方によるテキストの学習が補助の要件と
なっています。

自転車
安全利用
テキスト

テキストにより自身で学習(児童生徒等は保護者の方と一緒に学習)

店舗等で補助対象となる新品のヘルメットを購入し、
領収証等を受け取り



交付申請書兼誓約書兼実績報告書、チェックシート、
別紙付表、領収証等を市へ提出
4点をスポーツ市民局地域安全推進課へ郵送又は
区役所地域力推進室へ提出



交付決定通知書兼確定通知書が到着

指定口座へ補助金を振り込み

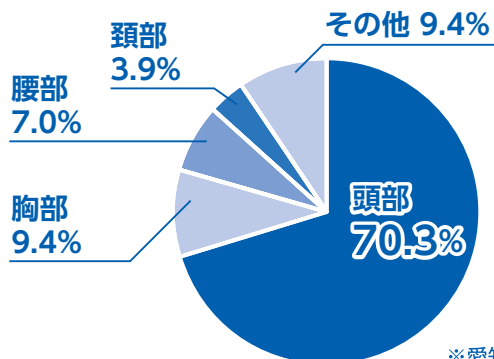
お問い合わせ

名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課 TEL:052-972-3040

自転車に乗るとき ヘルメットをかぶっていますか？

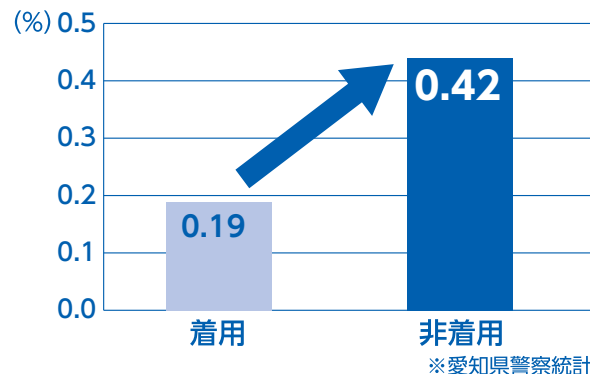
自転車に乗っていて、もしも事故にあったとき、ヘルメットを着用していることがとても大切です！

自転車事故による死者のうち約7割が「頭部」の損傷が原因で亡くなっています。



※愛知県警察統計

ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べ約2.2倍となっています。



※愛知県警察統計

しっかり守ろう！

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



「歩道通行可」の標識・標示がある場合や子ども・高齢者の方は歩道を通ることができます。

- ・自転車は車両の仲間です。歩道と車道の区別がある道路では車道の左側を通行しなければなりません。
- ・歩道を通行できる場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- ・信号機のある交差点では信号にしたがって安全確認し、通行しましょう。
- ・一時停止すべきとされている場所では必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

5 ヘルメットを着用



自転車事故による被害を軽減するために乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童に乗車用ヘルメットを着用させましょう。

3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



出典：内閣府

自転車損害賠償保険等へ加入しましょう！

愛知県では、条例により自転車損害賠償保険等への加入が義務となっています。自転車損害賠償保険等は、自動車向けの保険のほか、自動車保険や火災保険の特約等、様々な種類があります。まずは、現在加入している保険の補償範囲に、自転車事故による損害賠償責任が含まれているか確認しましょう。

